

## 草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱

### （設置）

第1条 市内に居住する障害児（者）が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、別に定める関係機関が、福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るため、草津市障害児（者）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、関係行政機関の職員等による訪問または相談活動を通じて、障害児（者）のニーズもしくはサービス供給体制の問題点の把握または課題解決のための検討に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議または調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議または調整に関すること。
- (4) 提供したサービスの評価の実施または新たなサービスメニューの検討に関すること。
- (5) 関係機関の交流、情報の共有化または学習の場の提供に関すること。
- (6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業

### （組織）

第3条 協議会は、関係機関の構成員で組織する。

### （会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、2箇月に1回程度を基本として、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

2 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、関係機関の構成員の一部を招集して会議を開催することができる。

### （庶務）

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

### （委託）

第6条 市長は、第2条各号に掲げる所掌事務、会議および前条の庶務について、その一部または全部を指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。